**第43回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル (障害選手権)**

**実施要項**

1. 競技日程

令和7年3月15日(土)～16日(日)

1. 開催場所

JRA馬事公苑　(東京都世田谷区上用賀2-1-1)

1. 競技種目

障害飛越競技 (高さ 100cmまで)

1. 出場資格

日本社会人団体馬術連盟 馬術技能資格 AまたはBグレードに認定され、当年度に登録されている者

1. 競技方法  
   競技規定は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程第27版及び日本馬術連盟競技規程第36版を採用する。基準タイム及び早着減点の設定など一部ローカルルールを採用する。使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行を行う。ただし、馬匹の故障が選手に起因すると思われる場合には、当該選手の再走行を認めない場合がある。
   1. 予選

選手を、1ブロック4名以下からなる6ブロックに分け、各ブロックに3頭の馬匹を割り当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、3鞍の総合成績によって勝敗を決する。各ブロックの上位1名が準決勝へ進出する。

* 1. 準決勝

3名からなる2ブロックに分け、各ブロックに2頭の馬匹を割り当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、2鞍の総合成績によって勝敗を決する。各ブロックの上位2名が決勝へ進出する。

* 1. 決勝戦は4名がそれぞれ2頭の馬匹に騎乗し、2鞍の総合成績によって勝敗を決する。

1. 順位の決定方法
   1. 選手の騎乗成績の合計により各ブロック内の順位を決定する。
   2. 予選における各ブロック内の順位は、次の者を上位とする。
      1. 減点の少ない者
      2. 減点合計が同点の場合は、各走行タイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない者
      3. イで決まらない場合は、減点0の多い者
      4. 以上で決まらない場合は、抽選とする。
   3. 準決勝、決勝戦はFEI規程238条2-1による。
2. 失権者の減点算出は下記による。
   1. 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
   2. 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害 1 個について 20 点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物の A、B、C それぞれを 1 個の障害として計上する。
   3. 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に 10 点の減点を加算する。
   4. 失権に至るまでの過失点を加算する。
   5. 失権となった選手に次の失権点を加算する。
      * + - スタートライン通過前に失権となった場合 60 点
          - スタートライン通過後フィニッシュライン到達までの間に失権となった場合 40 点
          - フィニッシュライン通過後に失権となった場合 20点
3. 表彰

　　　第4位までを入賞とし、表彰する。

1. その他
   1. 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また、出場選手は、何らかの傷害保険に加入していること。
   2. 服装はFEI規定を適用し、騎乗中はいかなる者も常に乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務付ける。また、安全のため、エアバッグ式ベストなどのプロテクターの着用を義務付ける。
   3. 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。
   4. 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
   5. 拍車は、丸拍叉は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
   6. 審判長が認めた場合を除き、上記(2)(5)に違反した場合、失権とする。
   7. 準備運動は3分2飛越とする。拒止あるいは逃避が累計 2 回となった場合は、飛越 1 回分として扱う。クロス障害が設置されている場合はその飛越回数は除く。
   8. 準備運動場における飛越回数オーバーは失権、逆標旗飛越はその都度罰金3万円を課す。
   9. 予選および準決勝で敗退した選手は、競技役員としてその後の大会運営を手伝うこと。
   10. 今大会では選手の乗り替わりや練習障害の補助、事故が起きた場合の対応などに、選手のサポートが必要です。そのため競技に参加される選手は、参加団体から最低1名の馬取扱者を競技補助役員として出すこととする。どうしても協力者がみつからない場合は人件費確保のため10,000円/日を連盟に支払う。なお、馬取扱者は馬装や曳き馬の際は必ずヘルメットを着用すること。馬取扱者は、日当、交通費、お弁当は支給しない。